地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第17号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に 関する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出 等)

- 第11条の8 法<u>第21条の5の20第1項</u>及び第24条の 13の規定による変更の届出の様式は、別記第14号 様式の8とする。
- 2 法<u>第21条の5の20第1項</u>の規定による事業の再 開又は同条第2項の規定による事業の廃止若しく は休止の届出の様式は、別記第14号様式の9とす る。
- 第14号様式の8 (第11条の8関係)

変更届

(略)

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法<u>第21条の5の20第1項</u>(第24条の13)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。(略)

第14号様式の9 (第11条の8関係)

再開・廃止・休止届

(略)

下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、児童福祉法<u>第21条の5の20第1項</u> (第2項) の規定により、届け出ます。

(略)

(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出 等)

- 第11条の8 法<u>第21条の5の19第1項</u>及び第24条の 13の規定による変更の届出の様式は、別記第14号 様式の8とする。
- 2 法<u>第21条の5の19第1項</u>の規定による事業の再 開又は同条第2項の規定による事業の廃止若しく は休止の届出の様式は、別記第14号様式の9とす る。
- 第14号様式の8 (第11条の8関係)

変更届

(略)

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法<u>第21条の5の19第1項</u> (第24条の13)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 (略)

第14号様式の9(第11条の8関係)

再開・廃止・休止届

(略)

下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、児童福祉法<u>第21条の5の19第1項</u> (第2項) の規定により、届け出ます。

(略)

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則(平成19年新潟県規則第91号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 B 改 正 前

(別表<u>19の項</u>の一体的に運営するために指定居宅 サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)

第3条 条例別表<u>19の項</u>に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係

(別表<u>18の項</u>の一体的に運営するために指定居宅 サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)

第3条 条例別表18の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係

る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス 事業を一体的に運営するために、指定居宅サービ ス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。

(別表<u>19の項第2号</u>の一体的に運営しようとする 場合)

第4条 条例別表19の項第2号に規定する一体的に 運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業 者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表 の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種 類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防 サービスを行う介護予防サービス事業を一体的に 運営しようとする場合とする。

(別表20の項の一体的に運営する者)

第5条 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営する者とする。

(別表21の項の規則で定める介護サービス)

第6条 条例別表<u>21の項</u>の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。

施設サービス	介護サービス
(略)	
介護保健施設サ	(略)
ービス	
介護医療院サー	短期入所療養介護 介護予防
ビス	短期入所療養介護
(略)	

る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス 事業を一体的に運営するために、指定居宅サービ ス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。

(別表<u>18の項第2号</u>の一体的に運営しようとする 場合)

第4条 条例別表18の項第2号に規定する一体的に 運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業 者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表 の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種 類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防 サービスを行う介護予防サービス事業を一体的に 運営しようとする場合とする。

(別表19の項の一体的に運営する者)

第5条 条例別表19の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営する者とする。

(別表20の項の規則で定める介護サービス)

第6条 条例別表<u>20の項</u>の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。

施設サービス		介護サービス	
(略)			
介護保健施設サ	(略)		
ービス			
 (略)			

(新潟県介護保険法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県介護保険法施行細則(平成20年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院 (以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人 (指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは<u>介護老人保健施設</u>の許可の更新を受けようとする者が省令で定めると

保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省 令で定めるところにより提出する申請書又は書類 には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- $(1) \cdot (2)$ (略)
- (3) 敷地周囲の見取図(介護老人保健施設等に係 る申請の場合を除く。)
- (4) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定に よる建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設等に係る申請の場合に限 る。)
- (5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 等(以下「指定介護老人福祉施設等」という。) において必要な設備の写真

 $(6) \sim (8)$ (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定介護者 人福祉施設の指定の更新又は介護老人保健施設等 の許可の更新を受けようとする者が当該指定又は 許可について既に知事に提出している同項の規定 により添付しなければならない書類の内容に変更 がないときは、当該書類の添付を省略させること ができる。

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に 掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなけ ればならない。

(1)~(5) (略)

2 · 3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設 等を管理させることの承認を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し なければならない。

(1)~(5) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

サービスの種類	添付書類
(略)	
訪問リハビリテ	1 (略)
ーション及び介	2 介護老人保健施設等にお
護予防訪問リハ	いて事業を行おうとする場
ビリテーション	合にあっては、 <u>介護老人保</u>
(以下「訪問リ	健施設等の開設許可証の写
ハビリテーショ	L
ン等」という。)	$3 \sim 6$ (略)
(略)	

ころにより提出する申請書又は書類には、次に掲 げる書類を添付しなければならない。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- (3) 敷地周囲の見取図(介護老人保健施設に係る 申請の場合を除く。)
- (4) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定に よる建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設に係る申請の場合に限る。)
- (5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 (以下「指定介護老人福祉施設等」という。)に おいて必要な設備の写真(以下「指定介護老人 福祉施設等の設備の写真」という。)

(略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定介護老 人福祉施設の指定の更新又は介護老人保健施設の 許可の更新を受けようとする者が当該指定又は許 可について既に知事に提出している同項の規定に より添付しなければならない書類の内容に変更が ないときは、当該書類の添付を省略させることが できる。

(介護老人保健施設に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所 │ 第8条 法の規定による介護老人保健施設の入所定 員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲 げる事項を記載した申請書を知事に提出しなけれ ばならない。

(1)~(5) (略)

2 · 3 (略)

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設 を管理させることの承認を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し なければならない。

(1)~(5) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

2010 : (2)10 = 210/24	F1:7
サービスの種類	添付書類
(略)	
訪問リハビリテ	1 (略)
ーション及び介	2 介護老人保健施設におい
護予防訪問リハ	て事業を行おうとする場合
ビリテーション	にあっては、 <u>介護老人保健</u>
(以下「訪問リ	施設の開設許可証の写し
ハビリテーショ	
ン等」という。)	$3 \sim 6$ (略)
(略)	

別表第3 (第6条関係)

変更事項	添付書類
開設の場所(<u>介</u>	(略)
護老人保健施設	
<u>等</u> に係る変更の	
場合を除く。)	
(略)	

別表第4 (第8条関係)

変更事項	添付書類
(略)	
建物の構造概要	1~3 (略)
及び平面図並び	4 介護老人保健施設等にお
に施設及び構造	いて必要な設備の写真
設備の概要	5 (略)
(略)	

別表第3 (第6条関係)

変更事項	添付書類
開設の場所(<u>介</u>	(略)
護老人保健施設	
に係る変更の場	
合を除く。)	
(略)	

別表第4 (第8条関係)

変更事項	添付書類
(略)	
建物の構造概要	1~3 (略)
及び平面図並び	4 介護老人保健施設におい
に施設及び構造	て必要な設備の写真
設備の概要	5 (略)
(略)	

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する 規則の一部改正)

第4条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関 する規則(平成24年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改 正 前
附則			附則
1 (略)			1 (略)
(経過措置)			(経過措置)

2 この規則の施行の際現に健康保険法等の一部を 2 この規則の施行の際現に健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規 定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「旧法」という。)第48条第1項第3号の 指定を受けている旧法第8条第26項に規定する介 護療養型医療施設については、第3条の規定によ る改正前の新潟県介護保険法施行細則の規定は、 平成36年3月31日までの間、なおその効力を有す

改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規 定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「旧法」という。)第48条第1項第3号の 指定を受けている旧法第8条第26項に規定する介 護療養型医療施設については、第3条の規定によ る改正前の新潟県介護保険法施行細則の規定は、 平成30年3月31日までの間、なおその効力を有す

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。